

静岡県薬物の濫用の防止に関する条例施行規則をここに公布する。

平成27年2月27日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第6号

静岡県薬物の濫用の防止に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年静岡県条例第90号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(知事監視販売業者等が書面に記載しなければならない事項)

第2条 条例第12条第1項の規則に定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 販売し、又は授与した危険薬物の名称及び量（条例第12条第1項第1号に掲げる行為をした場合に限る。）
- (2) 購入し、又は譲り受けた危険薬物の名称及び量並びに購入又は譲受けの相手方の氏名（法人にあっては、その名称）、住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）及び電話番号その他の連絡先（条例第12条第1項第2号に掲げる行為をした場合に限る。）
- (3) 危険薬物を販売し、授与し、購入し、又は譲り受けた日時
(県民の安全を守る上で必要があると認められる施設)

第3条 条例第13条に規定する規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）及び同法第124条に規定する専修学校（高等課程又は一般課程を置くものに限る。）
- (2) 裁判所法（昭和22年法律第59号）第2条第1項に規定する家庭裁判所
- (3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設及び同法第12条第1項に規定する児童相談所
- (4) 少年院法（平成26年法律第58号）第3条に規定する少年院及び少年鑑別所法（平成26年法律第59号）第3条に規定する少年鑑別所
- (5) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第21条に規定する公民館
- (6) 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館
- (7) 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館及び同法第29条に規定する博物館に相当する施設
- (8) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園
- (9) 更生保護法（平成19年法律第88号）第29条に規定する保護観察所
- (10) 社会教育調査規則（昭和35年文部省令第11号）第3条第11号に規定する青少年教育施設
- (11) 富士市地区まちづくりセンター条例（平成19年富士市条例第23号）第2条第1項に規定する地区まちづくりセンター
- (12) 静岡市生涯学習施設条例（平成20年静岡市条例第17号）第1条に規定する生涯学習施設
(知事指定薬物の製造等を正当な理由により行う場合)

第4条 条例第16条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる用途に供するために知事指定薬物を製造し、栽培し、販売し、授与し、所持し、販売若しくは授与の目的で広告し、購入し、譲り受け、又は使用する場合とする。

(1) 次に掲げる機関又は施設における学術研究又は試験検査の用途

ア 国の機関

イ 地方公共団体の機関

ウ 学校教育法第1条に規定する大学及び高等専門学校並びに国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第4項に規定する大学共同利用機関

エ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人の施設及び地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人の施設

オ 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の2第2項に規定する医療提供施設及び獣医療法（平成4年法律第46号）第2条第2項に規定する診療施設

(2) 学術研究又は試験検査の用途（前号アからオまでに掲げる機関又は施設における場合を除き、人の身体に使用する場合以外の場合に限る。）

(3) 条例第17条第1項に規定する試験の用途

(4) 犯罪鑑識の用途

(5) 疾病の治療の用途（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第14条又は第19条の2の規定による承認を受けて製造販売された医薬品を使用する場合に限る。）

(6) 工業の用途

(7) 前各号に掲げる用途のほか、知事が人の身体に対する危害の発生を伴うおそれがないと認めた用途（証票の様式）

第5条 条例第17条第3項の規則で定める様式は、様式第1号によるものとする。

（警告書の様式）

第6条 条例第18条第3項の規則で定める様式は、様式第2号によるものとする。

附 則

この規則は、平成27年3月1日から施行する。

附 則（平成27年5月8日規則第45号）

この規則は、少年院法（平成26年法律第58号）の施行の日（平成27年6月1日）から施行する。

様式第1号（第5条関係）（用紙 縦8センチメートル、横12センチメートル）

（表）

<p style="text-align: center;">第 号</p> <p style="text-align: center;">身 分 証 明 書</p> <p>所 属 職氏名</p> <p style="text-align: right;">年 月 日生</p> <p>上記の者は、静岡県薬物の濫用の防止に関する 条例第17条第1項の規定による立入調査等を行う 者であることを証明する。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>静岡県知事 氏名 印</p>	写真貼付
--	------

（裏）

<p>静岡県薬物の濫用の防止に関する条例（抜粋） （立入調査等）</p> <p>第17条 知事は、この条例の施行に必要な限度に おいて、その職員をして、知事監視店、知事指 定薬物若しくはこれに該当する疑いのある物 （以下「知事指定薬物等」という。）を業務上取 り扱う場所その他前条各号の行為に関係ある場 所に立ち入って、調査させ、関係者に質問さ せ、又は試験のため必要な最少分量に限り知事 指定薬物等を収去させることができる。</p>	<p>2 （略）</p> <p>3 前2項の規定により立入調査を行う場合 は、第1項の職員は規則で、前項の警察職員 は公安委員会規則で定める様式による証票を 携帯し、関係者の請求があったときは、これ を提示しなければならない。</p> <p>4 第1項及び第2項の規定による立入調査等 の権限は、犯罪捜査のために認められたもの と解釈してはならない。</p>
--	---

第 号
年 月 日

様

静岡県知事 氏 名 印

警告書

あなたが行った下記の行為は、静岡県薬物の濫用の防止に関する条例第 条第 号の規定に違反するので、同条例第18条第1項第 号の規定により警告する。

記

- 1 日時
- 2 場所
- 3 行為
- 4 執るべき措置の内容と期限

